

○郡山市高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則

令和元年7月9日

郡山市規則第12号

改正 令和元年12月11日郡山市規則第36号

(趣旨)

第1条 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「法」という。)の施行については、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令(平成13年政令第250号)、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第115号)及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(登録申請書に添付する書類)

第2条 省令第7条第6号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 各居住部分(法第7条第1項第1号の各居住部分をいう。以下同じ。)の求積図及び求積表
- (2) 各居住部分の床面積が25平方メートル未満の場合にあつては、共用部分(省令第8条の居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分をいう。)の求積図及び求積表
- (3) サービス付き高齢者向け住宅の入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト(第1号様式)
- (4) 省令第5条に規定する高齢者生活支援サービスの契約に係る約款
- (5) 法第17条の規定に基づき、登録事業者が登録住宅に入居しようとする者に対して説明する登録事項等を記載した書面
- (6) サービス付き高齢者向け住宅を新築する場合にあつては、当該サービス付き高齢者向け住宅に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認済証の写し
- (7) 既存の建築物をサービス付き高齢者向け住宅とする場合にあつては、当該サービス付き高齢者向け住宅に係る建築基準法第7条第5項の検査済証の写し
- (8) サービス付き高齢者向け住宅の存する土地が自己の所有でない場合にあつては、当該土地を使用する権原があることを証する書類

(登録等の通知)

第3条 法第7条第3項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書(第2号様式)により行うものとする。

2 法第7条第4項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録不適合通知書(第3号様式)によるものとする。

3 法第8条第2項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書(第4号様式)によるものとする。

(登録簿の閲覧)

第4条 法第10条の規定による法第7条第2項のサービス付き高齢者向け住宅登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧は、郡山市役所建設交通部住宅政策課において行うものとする。

2 登録簿の閲覧時間は、郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条第1項に規定する市の休日を除き、毎日午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が必

要と認めるときは、これを変更することができる。

(閲覧の中止等)

第5条 市長は、登録簿を閲覧する者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録簿の閲覧を中止させ、又は禁止することがある。

- (1) 登録簿を外部に持ち出し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 登録簿の閲覧に関して職員の指示に従わないとき。

(廃業等の届出)

第6条 法第12条第1項又は第2項の規定による届出は、サービス付き高齢者向け住宅事業廃業等届出書(第5号様式)により行うものとする。

2 前項の届出書には、廃業等の内容が確認できる書類を添付しなければならない。

(登録の抹消の申請)

第7条 法第13条第1項第1号の申請は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書(第6号様式)により行うものとする。

2 市長は、法第13条第1項の規定により登録事業の登録を抹消したときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消通知書(第7号様式)により登録事業者に通知するものとする。

(身分を示す証明書)

第8条 法第24条第3項の規定による立入検査する職員の身分を示す証明書は、身分証明書(第8号様式)とする。

(是正指示等)

第9条 市長は、法第25条の規定による指示をする場合は、登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者(以下「登録事業者等」という。)に対し、サービス付き高齢者向け住宅指示事項通知書(第9号様式)により通知するものとする。

2 登録事業者等は、前項に規定による通知を受けたときは、速やかに必要な措置を講じた上で、指定する期日までにサービス付き高齢者向け住宅指示事項改善報告書(第10号様式)により市長に報告するものとする。

(登録の取消し)

第10条 法第26条第3項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書(第11号様式)により行うものとする。

(申請書等の提出部数)

第11条 省令及びこの規則の規定による申請書等の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年郡山市規則第36号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。